



2022年6月13日

各位

会社名 中外鉱業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 芳賀 一利  
(コード番号 1491 東証スタンダード市場)  
問合せ先 IRセンター室長 桜庭 勲  
(TEL. 03-3201-1541)

### (訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2022年5月13日に公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訂正の理由

「変更の内容」の記載内容に一部誤りがあることが判明したため、訂正するものであります。

#### 2. 訂正の内容

新設となる(附則)の一部を変更および削除するものであります。

【変更前】(二重線部分を変更、                    部分を削除いたします。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略) <u>(新 設)</u>	第1条～第15条 (現行どおり) <u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報に</u> <u>ついて電子提供措置をとる。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項の</u> <u>うち法務省令で定めるものの全部また</u> <u>は一部について、議決権の基準日までに</u> <u>書面交付請求をした株主に対して交付</u> <u>する書面に記載することを要しないも</u> <u>のとする。</u>

<p>第 16 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第 17 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供経過措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1 第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した 日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月 を経過した日のいずれか遅い日後にこれ を削除する。</p>
---	--

【変更後】(二重線部分を変更いたしております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第 1 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報に ついて電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求をした株主に対して交付 する書面に記載することを要しないも のとする。</p>
<p>第 16 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第 17 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>1 定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本条の規定は、施行日から 6 ヶ月を経過 した日後にこれを削除する。</p>

以 上